

令和6年第3回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和6年11月15日 午後1時30分開議

議 長	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和6年第3回川本町議会臨時会を開会します。</p> <p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p>
々	<p>それでは、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お配りしているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番石川議員、8番飯田議員を指名します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。</p>
々	<p>日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。</p>
番外 野坂町長	<p>本日、令和6年第3回川本町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>先月末、因原地区において発生した住宅火災に対応するため、出動した消防団員1名が、町民の命は自分たちが守るという強い使命感のもと、その責務を全うし、尊くも犠牲になりました。このような事態となったことは痛恨の極みであり、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、身をもって示されたその使命感と勇気に対し、衷心より敬意と感謝を表します。愛するご家族を失われたご遺族の計り知れない悲しみ、無念さを思うと哀惜の念にたえません。ご遺族の皆様に対し、心からお悔やみを申し上げます。</p>

番外
野坂町長

町としましては、この尊い犠牲を無にすることなく、そのご意思にこたえるため、消防団と一丸となって、消防活動時の安全対策、さらには安全で安心なまちづくりに全力を尽くして参ります。そして、火災に見舞われました被災者に対しまして、お見舞いを申し上げますとともに、生活再建に向けた必要な支援を行って参ります。

先に行われました衆議院議員選挙を経て、今月末に召集される臨時国会において審議される予定の政府による新たな経済対策をしっかりと注視し、今後呼応して必要となる町としての補正予算を検討して参ります。

本日ご提案申し上げます案件は、消防団員の公務災害に関連する条例案件2件、補正予算案件2件、その他案件1件でございます。

議員の皆様には、何卒よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々

日程第4、「議案第67号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第5、「議案第68号、川本町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について」の件を一括議題とします。

々

執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総
務財政課長

それでは、「議案第67号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」、説明いたします。

本条例は、消防団員等が業務中に災害や事故に遭った場合に、その損害補償を的確に行うことを目的としており、消防団員が地域の安全を守るために活動する中で、万が一の事態に備えるために重要な役割を果たすものでございます。このたびの提案理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、令和6年4月1日に改正されたことに伴うものであります。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

改正箇所につきましては、補償基礎額であり、第5条第2項第2号では、本文中の8,900円を9,100円にするもの、その下の別表第5条関係では、階級毎の勤務年数に応じて、それぞれ改正するものです。

施行期日は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

番外瀬上総務財政課長 続きます、「議案第68号、川本町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について」、説明いたします。

本条例は、消防団員が災害現場での活動において顕著な功績を上げた場合に、その功績をたたえるために支給される賞じゅつ金や、殉職した場合に支給される特別な賞じゅつ金について定めたものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

このたびの改正理由につきましては、障害者賞じゅつ金を定めた別表の備考欄につきましては、政令が平成18年度に改定されておりましたので、これをこのたび改正するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用します。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。5番高良議員。

5番 高良議員 ちょっと確認ですが、説明では平成6年の4月（「令和6年」議長の声）、についてはそれがあったということ。もう一つは、賞じゅつ金の方については平成18年ということですが、これはたまたま今回の消防団員さんの殉職と重なったと解釈していいんですか。それともそれがあったから気が付いたと考える方がよろしいのか、ちょっとその辺をお願いします。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 このものにつきましては、適正な改正を怠っていたと思います。この度、実際にいろいろ点検をした時に分かったということでございます。誠に申し訳ございません。

議 長 他ありませんか。6番木村議員。

6番 木村議員 関連しますが、高良議員と関連しますが、今言われたように2月9日に公布されておりますので、今後そういうことないようにお願いいたします。68号の関係の備考欄等の関係ですけど、消防組織法、消防法の規定に基づいた政令に限定せず、障害補償6条の9項ですね、これ6条の1項から9項

6 番
木村議員 あるんですけど、これを限定せずにすべて該当するようにした方が、今後の運用の関係についてよろしいかと思うんですけど、ご意見を求めます。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 このものにつきましては政令に基づいて支給するという区分を考えておりますので、こちらの方で特に変更するという事は難しいのではないかと、うふうに考えております。

議 長 はい、6 番木村議員。

6 番
木村議員 課長、1 項から 9 項までありますよね。これを限定するということは、何ででしょう。政令によると、すべて 1 項から 9 項目あるんですけど。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 すいません。ちょっと調査をさせていただきたいと思います。すいません。

議 長 はい、6 番木村議員。最後です。

6 番
木村議員 今度は項目同じですけど、川本町消防賞じゅつ等委員会規則、審査委員会でですね審査されますが、第 3 条で定めてありますが、功労程度の基準にということにあります。この関係でですね、かなり幅が広いんですが他の市町等の関係についてはですね、かなり抜群の功労があり他の模範となると認められるものが 1 つ。2 つ目は特に顕著な功労があると認めるものが 2 つ。3 つ目が多大な功労があると認めるという等がありますけど、これの関係について審査委員会はですね、当然ながら構成メンバーが決められて、その委員会が定められてるとい、川本町消防賞じゅつ金等審査委員会規則によってですね、定められるところ考えますが、その基準となるものが分かれば教えていただきたい。それから最後に、先ほど町長が言われましたけど、今後のですね、遺族に対しての遺族年金を含めて、特別基準がですね、2 つあります。町長が特に認められるものと、殉職ということがありますが、その関係について町長お考えがあれば、お尋ねします。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 先ほどの消防賞じゅつ金等については、委員会規則の方がございましてこちらで審査をするということが先ほど議員おっしゃったとおりに決まっております。その中で、賞じゅつ金の金額につきましては、基準を設けて設定するというふうになっておりまして、ここにはそれを記載しておりませんが、参考事例ございますので、他の例を参考にしながらですね、この中で議論いただいて決定するという流れになろうかと思います。

議 長 番外野坂町長。

番外野坂町長 後段のお尋ねの件であります。考え方としましては、このですね改正を流せる条例の元となります法律、そして政省令、そしてこの条例、あとはこのたびのですね消防活動に向かっていただきました消防団員のそのお気持ちと使命、活動ぶり、それを最大限考慮して判断したいと考えております。

議 長 他ありませんか。よろしいですね。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 「議案第67号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」、これより討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第67号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第67号」は原案のとおり、「可決」されました。

々 「議案第68号、川本町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について」、これより討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第68号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第68号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第6、「議案第69号、専決処分の承認を求めることについて《令和6年度川本町一般会計補正予算（第3号）》」及び日程第7、「議案第70号、専決処分の承認を求めることについて《令和6年度川本町一般会計補正予算（第4号）》」の件を一括議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 それでは、「議案第69号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明いたします。
この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めものです。
専決処分事項は、令和6年度川本町一般会計補正予算（第3号）、専決処分の年月日は、令和6年10月2日です。
次のページをご覧ください。
今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,449,573千円とするものです。この費用については、衆議院議員選挙実施に係るものでございます。
9ページをご覧ください。
歳入は、県支出金の衆議院議員選挙委託金。歳出は、2款総務費、衆議院議員選挙費を、それぞれ7,000千円補正しています。
説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

々 続いて、「議案第70号、専決処分の承認を求めることについて」、説明いたします。
この議案は、先ほどと同様に地方自治法の規定により、議会の承認を求めらるものでございます。

番外瀬上総
務財政課長

専決処分事項は、令和6年度川本町一般会計補正予算（第4号）、専決処分
の年月日は、令和6年10月15日です。

次のページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,081千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,450,654千円とするもので、中学校吹奏楽部の全国大会出場による遠征費補助金等に係るものです。

補正の内容につきましては、9ページをご覧ください。

まず、歳出から説明します。

10款教育費の遠征費補助金につきましては、中学校吹奏楽部の全国大会
出場に係る東京での1泊2日にかかる費用などの補助金として1,081千
円を計上しております。なお費用の内訳として、対象者は22名。新幹線での
往復と宿泊代などの旅費、楽器の輸送費、その他に大会参加料、練習会場
費などを見込んでおります。

次に、歳入の繰入金につきましては、ふるさと思いやり基金繰入金1,0
81千円を計上しております。

最後に一番下の表、基金の状況ですが、このたびの補正を踏まえまして、
年度末の基金残高は2,151,130千円の見込みとなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

(「はい」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

「議案第69号、専決処分の承認を求めることについて《令和6年度川本
町一般会計補正予算（第3号）》」について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第69号」を承認することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

- 議 長 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第69号」は原案のとおり、「承認」することに決定しました。
- 々 「議案第70号、専決処分の承認を求めることについて《令和6年度川本町一般会計補正予算（第4号）》」について、これより討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第70号」を承認することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第70号」は、原案のとおり「承認」することに決定しました。
- 々 次に、日程第8、「議案第71号、工事請負契約の締結について《令和6年度社会資本整備総合交付金事業（災害防除）町道柿木原線第1工区工事（その1）》の件を議題とします。
- 々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。
- 番外伊藤地域整備課長 「議案第71号、工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。
本議案は、令和6年11月7日、指名競争入札に付した、令和6年度社会資本整備総合交付金事業（災害防除）町道柿木原線第1工区工事（その1）について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
契約の金額は58,300,000円。契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木548番地、平成建設有限会社、代表取締役、坂根秀彦氏でございます。
次のページをご覧ください。

番外伊藤地域整備課長 工事位置につきましては、三大字集会所から柿木原方面へ200メートル先付近であり、工事内容につきましては、総延長122メートルを3ヶ所に分け、本年度は延長40メートルの落石対策工事を行います。

なお、工期については、令和7年3月31日としております。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。5番高良議員。

5番高良議員 この町道柿木原線ですが、今1ヶ所工事がされて通行止めとなっております。これも法面工事で通行止めとせざるをえないようなことも考えられるわけですが、その両方がこれは通行止めの可能性があるということによろしいんですか。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 今、実施しておる通行止め箇所の工事につきましては、概ね11月末ぐらいで終わる予定です。それとダブるようなことはせずに、一旦は多分開放、そしてその後また申し訳ありませんが規制をかけさせていただくというふうな工事と予定としております。

議 長 他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第71号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第71号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本会議をこれで閉
じます。

々 これをもちまして、令和6年第3回川本町議会臨時会を閉会します。
(午後 1時55分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容に
おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員